

第●回相続税法能力検定試験 問題

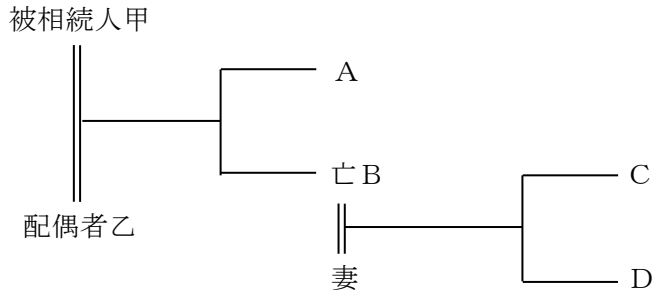
2級

解答は解答用紙に

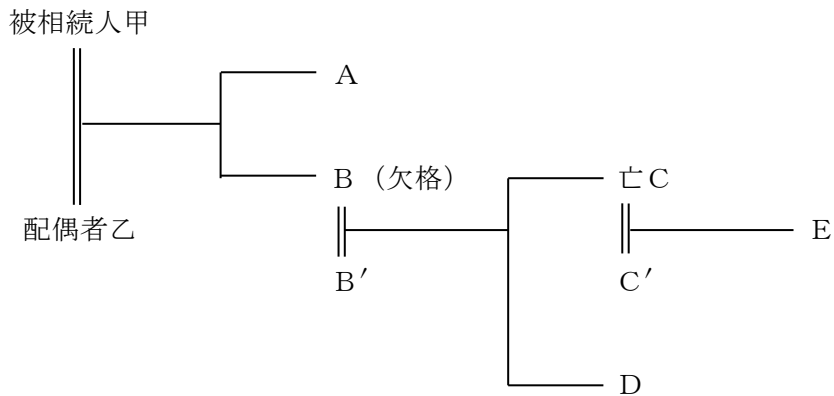
第1問 次の〈設例〉により民法に定める相続人及びその相続分を求めなさい。(20点)

なお、親族図表において、二重線は法律上の婚姻関係を示している。

〈設例1〉

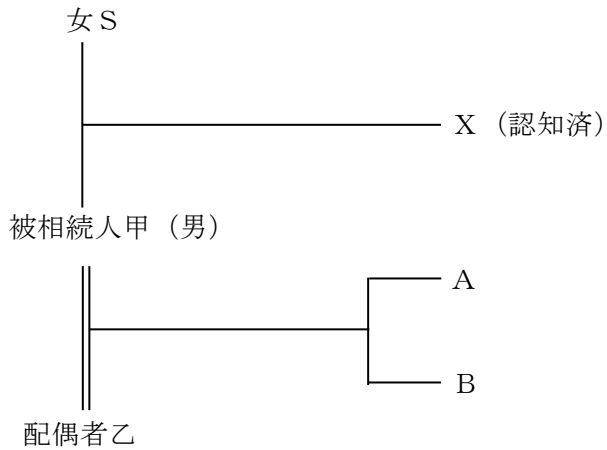


〈設例2〉

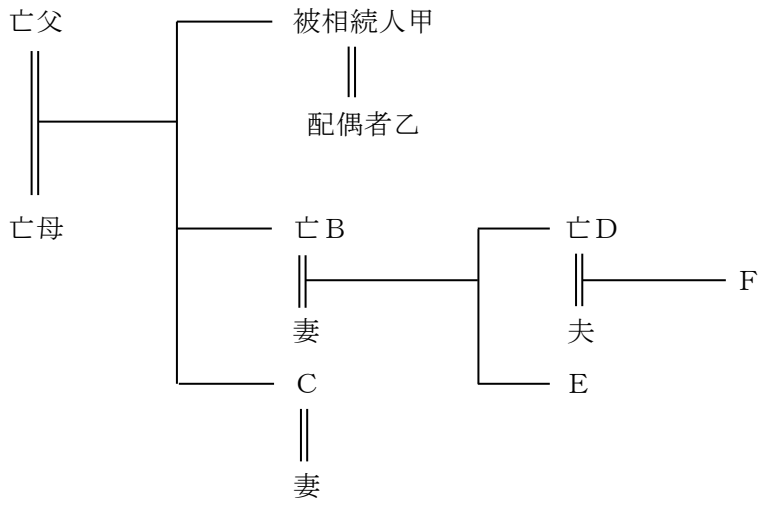


※ B' は、被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

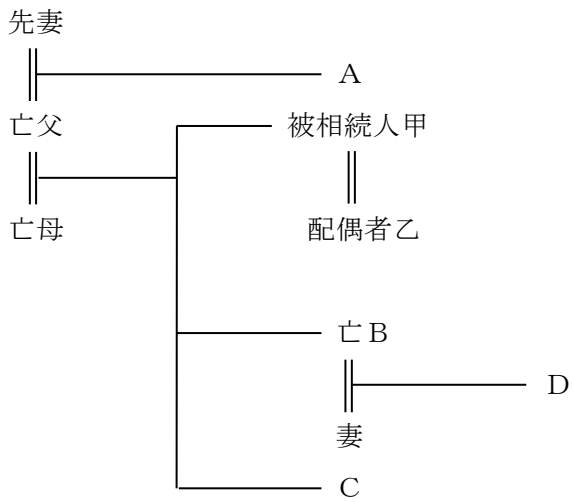
〈設例3〉



〈設例 4〉



〈設例 5〉



第2問 次の【資料】に基づき、各受贈者の令和2年分の納付すべき贈与税額を求めなさい。

なお、各財産の金額は、税法上の適正額であり、各受贈者は令和2年1月1日において全員20歳以上である。(20点)

【資料】

- (1) Aは、令和2年3月11日に配偶者より上場株式4,500,600円、同年8月30日に兄より動産2,000,000円の贈与をそれぞれ受けた。
- (2) Bは、生命保険契約に基づき令和2年4月15日に満期保険金4,650,000円を取得した。  
この生命保険契約に基づく保険料は、父が3,000,000円及びBが1,500,000円を支払っている。  
また、母より令和2年7月20日に預金4,000,000円の贈与を受けた。
- (3) Cは、令和2年5月5日に父(66歳)より土地20,000,000円及び家屋8,000,000円の贈与を受けており、Cは父からの贈与について、申告期限までに相続時精算課税選択届出書を提出している。
- (4) Dは、令和2年6月20日に配偶者より現金22,000,000円の贈与を受け、その現金をもって令和2年7月中に居住用の土地及び家屋18,000,000円を取得しており、残金はその後の家財購入資金に充てている。  
Dは、贈与時点における配偶者との婚姻期間は20年以上であり、贈与税の配偶者控除の適用を受けるための要件を満たしている。

① 相続税法第21条の7の規定に係る贈与税の速算表(一般税率)

基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額	基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

② 租税特別措置法第70条の2の5の規定に係る贈与税の速算表(特例税率)

基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額	基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

第3問 下記の【資料】に基づき、被相続人甲の各相続人及び受遺者（以下「相続人等」という。）の納付すべき相続税額を計算の過程を示しながら求めなさい。（60点）

なお、各相続人等の課税価格に算入する金額の計算に当たって2以上の計算方法がある場合には、設問中に特に指示されている事項を除き、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとし、各相続人等の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数を調整しないで計算する。

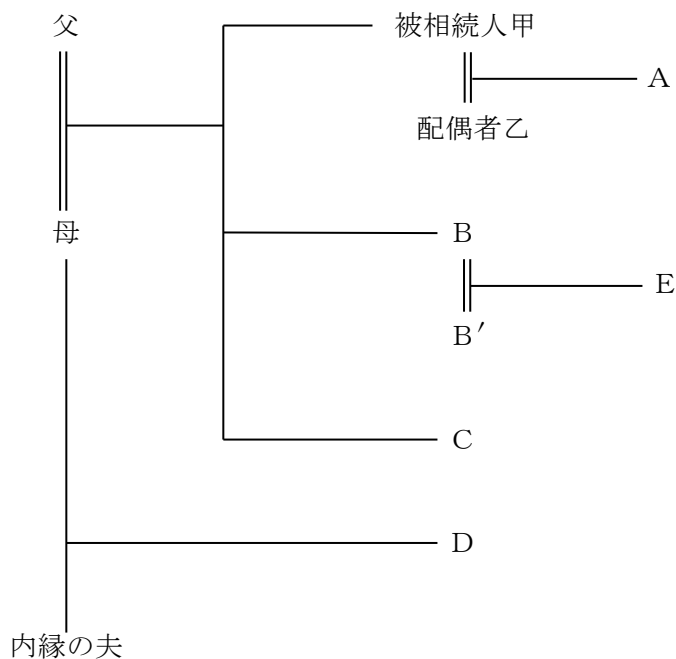
また、課税価格の計算のうち、小規模宅地等の特例については、解答用紙の2「小規模宅地等の特例の計算」欄に記入することとし、その特例の適用を受ける財産については解答用紙の「課税価格に算入される金額」欄には、その特例の適用を受ける前の評価額を記入することとする。

【資料】

1. 日本国内に住所を有する被相続人甲は、令和2年8月30日に自宅において死亡し、相続人等は全員同日中に相続の開始を知った。

なお、被相続人甲は生前において日本国外に住所を有したことはない。

2. 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



(注1) 被相続人甲の相続開始時において、相続人等は全員日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有している。

(注2) 被相続人甲は昭和20年1月14日生まれであり、被相続人甲の相続人等は、特に記載がある者を除き、相続開始時において全員20歳以上である。

(注3) Aは、被相続人甲の死亡に係る相続について家庭裁判所に申述し、適法に相続の放棄を

している。

(注4) C(昭和28年7月19日生)は、昭和50年10月に父及び母と適法に養子縁組をしている。

(注5) 父は平成3年3月6日に、母は平成8年11月17日に、Bは平成30年4月29日にそれぞれ死亡している。

なお、これらの者の相続に係る遺産総額は、遺産に係る基礎控除以下であった。

(注6) Cは、被相続人甲の相続開始時において一般障害者に該当する。

(注7) 配偶者乙は、被相続人甲と昭和48年11月に結婚しており、被相続人甲の相続開始時において被相続人甲と同居していたが、その他の相続人等は独立して生計を営んでいた。

3. 被相続人甲の遺産(財産の所在は、すべて日本国内である。)に関して判明している事項は次のとおりである。

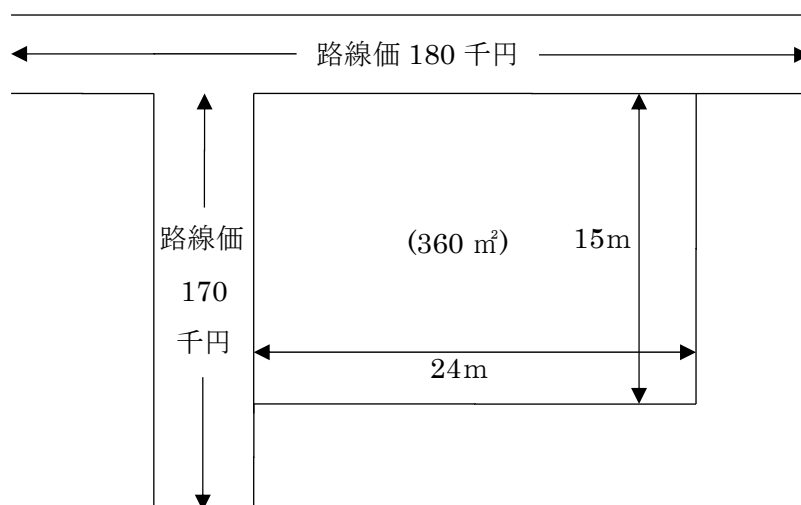
(1) 被相続人甲は、適法な手続を経て作成した公正証書による遺言書により、相続人等にそれぞれ次のとおり遺産の一部を遺贈しており、それぞれの相続人等はいずれも遺贈の放棄をしていない。

(注1) 宅地等及び建物は、すべて借地権割合が60%、借家権割合が30%である地域に所在しているものとする。

(注2) 取引相場のない株式の評価上、類似業種比準方式により計算する場合の要素別比準割合及び比準割合は、それぞれ小数点以下2位未満を切り捨てて計算するものとし、評価差額に対する法人税額等に相当する金額を計算する場合の率は37%とする。

① 宅地F(路線価方式適用地域所在、普通住宅地区)は、配偶者乙へ遺贈する。

宅地Fの地形等は次のとおりであり、この宅地Fは、特定居住用宅地等に該当するものである。

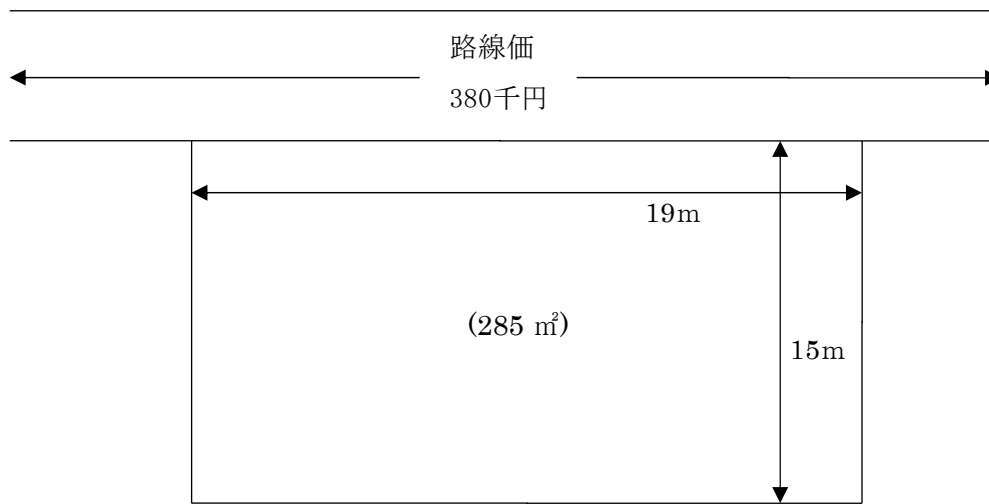


- ② 家屋Gは、配偶者乙へ遺贈する。

この家屋Gの固定資産評価額は16,000,000円であり、上記①の宅地Fの上に存し、被相続人甲及び配偶者乙の居住の用に供されていたものである。

- ③ 宅地H（路線価方式適用地域所在、普通商業・併用住宅地区）は、Aへ遺贈する。

宅地Hの地形等は次のとおりであり、この宅地Hは、貸付事業用宅地等に該当するものである。



- ④ 家屋Iは、Aへ遺贈する。

この家屋Iの固定資産評価額は26,000,000円であり、上記③の宅地Hの上に存し、被相続人甲が第三者に対して平成20年から賃貸借契約により相当の対価で貸し付けていたものである。

- ⑤ 宅地J（倍率方式適用地域所在）は、Cへ遺贈する。

この宅地Jは、特例対象宅地等には該当しないものである。

イ 固定資産評価額 9,000,000円

ロ 倍率 1.1倍

ハ 登記簿上の地積 400m<sup>2</sup>

ニ 実際の地積 425m<sup>2</sup>

- ⑥ 家屋Kは、Cへ遺贈する。

この家屋Kの固定資産評価額は6,000,000円であり、上記⑤の宅地Jの上に存し、被相続人甲の別荘として利用されていたものである。

⑦ 上場株式5,000株は、Eへ遺贈する。

この株式の評価に必要な資料は次のとおりである。

イ 課税時期の最終価格	1,471円
ロ 9月の毎日の最終価格の月平均額	1,469円
ハ 8月の毎日の最終価格の月平均額	1,475円
ニ 7月の毎日の最終価格の月平均額	1,482円
ホ 6月の毎日の最終価格の月平均額	1,474円

⑧ L社の株式40,000株は、Aへ遺贈する。

この株式の評価に必要な資料は次のとおりである。

イ L社の資本金等の額は、80,000,000円であり、発行済株式数は160,000株（全て普通株式であり、議決権は100株につき1個とする。）である。

ロ L社の事業年度は1年で、決算期は3月末である。

ハ L社の株式は「取引相場のない株式」であり、その評価上の区分は大会社である。

ニ A及びその同族関係者の議決権割合の合計は100%であり、Aは、原則的評価方式により評価するものとする。

ホ L社の直前期末の1株当たりの配当金額等（1株当たりの資本金等の額50円換算後の金額）

(イ) 配当金額	3.6円
(ロ) 利益金額	34円
(ハ) 純資産価額	264円

ヘ 類似業種の1株当たりの平均株価、配当金額等

(イ) 類似業種の株価	449円
(ロ) 類似業種の1株当たりの配当金額	3.0円
(ハ) 類似業種の1株当たりの年利益金額	28円
(ニ) 類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）	240円

ト 課税時期におけるL社の資産及び負債の額

(イ) 資産の金額（帳簿価額）	452,000,000円
(ロ) 資産の金額（相続税評価額）	484,000,000円
(ハ) 負債の金額（帳簿価額）	115,000,000円
(ニ) 負債の金額（相続税評価額）	115,000,000円

(2) 上記(1)の遺贈財産以外の被相続人甲の遺産は、総額90,000,000円である。この遺産については、令和3年2月1日に各相続人間で分割の協議が行われ、各人均等に取得した。

(3) 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、それぞれに掲げる者が負担した。

① 銀行借入金	7,300,000円	配偶者乙が負担
② 未納公租公課	1,500,000円	Aが負担
③ 未払医療費	515,000円	配偶者乙が負担

4. 被相続人甲に係る葬式費用等は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。

(1) 本葬式費用	2,800,000円
(2) 通夜費用	800,000円
(3) 香典返礼費用	400,000円
(4) 初七日法会費用	550,000円

5. 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区分	M生命保険	N生命保険
保険契約者	被相続人甲	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	被相続人甲
保険料負担者	被相続人甲	被相続人甲 1/2 配偶者乙 1/2
保険金受取人	配偶者乙	A
保険金額	25,000,000円	18,000,000円
払込済保険料	13,000,000円	9,000,000円

6. 相続人等は、被相続人甲の生前において被相続人甲から生計の資本として次のとおり財産の贈与を受けており、Aは平成30年分の被相続人甲からの贈与について相続時精算課税の適用を受けている。

なお、相続人等このほかに贈与を受けた事実はなく、贈与税額が算出されたものについては、適正に申告納付をしている。

贈与年月日	受贈者	受贈財産	贈与時の価額
平成30年7月13日	A	現金	32,000,000円
令和2年3月31日	E	現金	5,000,000円



<参考>

1. 宅地等の価額を求める場合における奥行価格補正率等（抜粋）

(1) 奥行価格補正率

(普通住宅地区)

10m以上 24m未満 1.00

24m以上 28m未満 0.99

(普通商業・併用住宅地区)

10m以上 12m未満 0.99

12m以上 32m未満 1.00

(2) 側方路線影響加算率

(普通住宅地区)

角地…0.03 準角地…0.02

(普通商業・併用住宅地区)

角地…0.08 準角地…0.04

2. 相続税の速算表

各法定相続人の 取得金額	税率 (%)	控除額	各法定相続人の 取得金額	税率 (%)	控除額
10,000 千円以下	10	0 千円	200,000 千円以下	40	17,000 千円
30,000 千円以下	15	500 千円	300,000 千円以下	45	27,000 千円
50,000 千円以下	20	2,000 千円	600,000 千円以下	50	42,000 千円
100,000 千円以下	30	7,000 千円	600,000 千円超	55	72,000 千円